

史料 五箇条の誓文^{せいもん}（1868 年）

- 一、^{おこ} 廣ク^{ばん き} 會議ヲ興シ^{ばん き} 万機（あらゆる政策を）公論ニ決スベシ
- 一、^{しょう か} 上下心ヲ^{いつ} 一ニシテ^{さかん} 盛ニ^{けいりん} 経綸（国家の経営）ヲ行フベシ
- 一、^{いっ と} 官武（公家と武家）一途^{しよみん} 庶民ニ至ル迄^{まておのおのその} 各^と 其志ヲ遂ゲ人
心ヲシテ^う 倦マザラシメン（意欲や関心をなくさせない）
コトヲ要ス
- 一、^{ろうしゅう} 旧来ノ陋習（悪い習慣）ヲ破リ^{もとづ} 天地ノ公道ニ基クベシ
- 一、^{おおい} 智識ヲ^{こう き} 世界ニ求メ^{しん き} 大ニ^{しん き} 皇基ヲ振起スベシ

『史料明治百年』朝日新聞社，1966年